

公告第 7 号

任意継続被保険者に関する標準報酬について

標記について、令和 7 年度標準報酬月額を下記のとおり取り扱うこととしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏のないようにご配慮願います。

記

1. 健康保険法第 47 条第 2 項の規定による、本年 9 月 30 日における全被保険者の平均報酬月額は、417,558 円です。
2. 上記の額は、標準報酬月額 410,000 円(27 等級)に相当し、令和 7 年 4 月 1 日より任意継続被保険者の保険料計算の基礎として適用します。

ただし、退職時の標準報酬月額が、この額を下回る場合は、退職時の標準報酬月額となります。

以上

令和 6 年 10 月 15 日

日本貨物検数健康保険組合理事長

